

原議保存期間	5年(令和11年3月31日まで)
--------	------------------

佐 本 刑 企 発 第 1 3 2 号
令 和 6 年 3 月 2 7 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	令和11年3月31日まで
指 導 係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

迅速・確実な被害の届出の受理等について（通達）

被害の届出の受理については、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第61条において、被害の届出をする者があったときは、その届出に係る事件が管轄区域の事件であるかどうかを問わず、これを受理しなければならないと規定されている。

迅速・確実な被害の届出の受理等については、「迅速・確実な被害の届出の受理について」（平成31年3月29日付け佐本刑企発第68号）、「届出人に対する書面交付の本実施について」（平成31年3月29日付け佐本刑企発第70号）（以下「旧通達等」という。）等に基づき行っているところ、引き続き、被害者の要望に応える迅速・確実な被害の届出の受理がなされるよう、下記の事項について徹底を図られたい。

なお、旧通達等は廃止する。

記

1 被害の届出の迅速・確実な受理

(1) 即時受理の原則

被害の届出に対しては、被害者等の立場に立って対応し、その内容が明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合を除き、即時受理すること。

「明白な虚偽又は著しく合理性を欠くものである場合」とは、届出人から聴取した届出内容から容易に判断し得るものをいい、改めて捜査又は調査を行い検討することを意味するものではない。

また、こうした判断により、被害の届出を受理しなかったものについては、相談等情報管理システムに必ず登録すること。

なお、「即時受理」とは、例えば警ら中や現場臨場時に被害の届出があった場合に、その場で必ず受理することまでを求めるものではないので、その点留意すること。

(2) 受理に当たる警察官

被害の届出は、迅速・確実に受理できる者が対応すること。

なお、交番等に届出があった場合には、交番等勤務員及び当該被害に係る事件捜査を担当する専務員は、互いに連絡を密にし、その対応に当たること。

また、被害の申告を受けた警察官が別の急訴事案に対処する必要があるなどの理由から直ちに届出を受理できないときは、他の警察官を当該届出の受理に当たらせるなど適切な措置を講ずること。

(3) 管轄区域外の被害の届出

届出に係る事件が、管轄区域外のものであっても、被害の届出は即時受理すること。

受理に当たっては、届出をしようとする者の負担に配慮し、事件の捜査は犯罪地を管轄する警察署等当該事件を捜査することが適当な警察に引き継がれ、当該引継ぎを受けた警察から事情聴取や見分の立会等を要請する場合があることについて説明し、届け先に係る意向を確認すること。

届出をしようとする者が、犯罪地を管轄する警察署等に届け出る意向を示したときは、当該警察署等に対し確実な連絡を行うこと。

(4) 警察署間の情報の共有

被害届を受理した警察署は、被害者が他の都道府県警察又は警察署の管轄において被害に遭う可能性がある場合には、関係する警察署等と関連情報の共有を図るなど緊密に連携すること。

2 連絡先等に関する書面交付の実施

(1) 実施方法

被害の届出を受理した際は、届出人の警察への問合せ、連絡等の円滑を図るため、届出人に対し連絡先等を記載した書面を交付することができることを説明し、交付を希望した場合には、届出の日時、担当部署、問合わせ先等を記載した書面を交付すること。

(2) 書面交付対象事件

被害の届出を受理した事件のうち、「被害者連絡実施要領の改正について（通達）」（令和5年7月24日付け佐本刑企発第159号ほか）に定める対象事件（以下「被害者連絡対象事件」という。）を除いたものを対象とする。ただし、被害者連絡対象事件の届出人が当該書面の交付を希望した場合には交付しても差し支えない。